

#### 第4章 現地において日本の法曹有資格者が活動するに当たっての環境及びその活動実態 について（外国人による法律サービスの提供に関する規制の状況を含む。）

##### 1 モンゴルの司法制度

###### （1）モンゴルの司法制度の調査

モンゴルにおいて、日本の法曹有資格者が活動するにあたっての環境を考慮するうえで、モンゴルの司法制度についての基礎的な理解が不可欠である。

そこで、以下では、モンゴルの司法制度の概要を説明する。

###### （2）民事訴訟について

###### （民事訴訟統計）

モンゴル国憲法 49 条 3 項は、「裁判所評議会は、裁判官の単独かつ独立性を保つ目的を持つ。」と規定されている。それに従い、モンゴルにおいては、司法制度の行政的役割を果たす裁判所評議会<sup>101</sup>が設置されている。裁判所評議会は 10 人の委員から構成され、そのうち 5 人は、第一審、第二審、第三審から選ばれ、残りの 5 人は国会によって選任され、任命される（憲法 49.5.）。

「司法行政法に関する法律」18.1.8 条、18.1.9 条により、裁判所評議会は、毎年裁判所評議会及び各裁判所の年度報告書を公開する。以下の調査は 2016 年から 2021 年にかけて裁判所評議会から公開された裁判所報告書に基づいて、まとめたものである<sup>102</sup>。

###### （各年度の事件統計）

各年度の事件数、事件類計の割合、控訴審及び上告審における事件等について、以下の表で詳細に説明する。

表1 事件数と割合

| 年                   | 第一審申立件数 | 受理件数              | 受理拒否件数            | 解決済件数             | 控訴件数            | 上告件数            |
|---------------------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 2016 <sup>103</sup> | 64,030  | 52,805<br>(82.5%) | 11,225<br>(17.5%) | 46,173<br>(87.4%) | 3,475<br>(8.1%) | 1,711<br>(3.7%) |

<sup>101</sup> <https://www.judcouncil.mn>（裁判所評議会 WEB サイト。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。）

<sup>102</sup> なお、2021 年度に関する報告については、本報告書執筆時である 2022 年 2 月 1 日時点ではまだ公開されていないことから、2021 年上半期の報告書に基づいて、作成した。

<sup>103</sup> <http://www.khanbogdcourt.gov.mn/tailan/256--2016-.html>（モンゴル裁判所報告書 2016 年度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査  
研究報告書

|                                  |        |                   |                   |                   |                 |                 |
|----------------------------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 2017 <sup>104</sup>              | 63,220 | 51,889<br>(82.1%) | 11,331<br>(17.9%) | 45,233<br>(87.2%) | 4,167<br>(9.2%) | 1,991<br>(4.4%) |
| 2018 <sup>105</sup>              | 64,518 | 54,121<br>(83.9%) | 10,397<br>(16.1%) | 48,155<br>(89.0%) | 3,807<br>(7.9%) | 2,074<br>(4.3%) |
| 2019 <sup>106</sup>              | 62,010 | 50,504<br>(81.4%) | 11,506<br>(18.6%) | 43,397<br>(85.9%) | 3,427<br>(7.9%) | 1,370<br>(3.1%) |
| 2020 <sup>107</sup>              | 74,684 | 61,490<br>(82.3%) | 13,194<br>(17.7%) | 53,678<br>(87.3%) | 3,839<br>(7.1%) | 1,120<br>(2%)   |
| 2021<br>(上半<br>期) <sup>108</sup> | 33,862 | 28,076<br>(82.9%) | 5,786<br>(17.1%)  | 20,602<br>(73.4%) | 1,559<br>(7.5%) | 1,261<br>(6.1%) |

民事訴訟事件の件数は、概ね 60,000 件台で毎年推移している。申立事件のおよそ 80%前半が受理され、申立件数の 80%後半が解決されている。

解決された事件のうち、およそ 7%~9%の事件が控訴され、2%~6%が上告されている。

表2 事件類型

| 年                              | 2016              | 2017              | 2018              | 2019              | 2020              | 2021<br>(上半期)     |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 解決済件数                          | 46,173            | 45,233            | 48,155            | 43,397            | 53,678            | 20,602            |
| 一般民事事件                         | 24,826<br>(53.8%) | 22,783<br>(50.4%) | 21,616<br>(44.9%) | 20,624<br>(47.5%) | 25,365<br>(47.3%) | 11,055<br>(53.7%) |
| 民事訴訟法に関する<br>事件 <sup>109</sup> | 11,942<br>(25.9%) | 13,600<br>(30.1%) | 18,318<br>(38.0%) | 14,654<br>(33.8%) | 19,237<br>(35.8%) | 5,905<br>(28.7%)  |

<sup>104</sup> [http://www.judoinstitute.mn/statistic\\_report/225--2017-.html](http://www.judoinstitute.mn/statistic_report/225--2017-.html) (モンゴル裁判所報告書 2017 年度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

<sup>105</sup> <http://www.judoinstitute.mn/main/236--2018-.html> (モンゴル裁判所報告書 2018 年度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

<sup>106</sup> <https://www.court.za.gov.mn/812--2019-.html> (モンゴル裁判所報告書 2019 年度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

<sup>107</sup> <https://drive.google.com/file/d/1q4Q7p7zoewazochw1ZIB22zHjxbnhZWU/view> (モンゴル裁判所報告書 2020 年度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

<sup>108</sup> <https://court26.kho.gov.mn/news/619--2021-.html> (モンゴル裁判所報告書 2021 年度上半期。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

<sup>109</sup> 民事訴訟法に基づいて解決した事件という趣旨。例えば、民事訴訟法 74 条に定めた簡

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査  
研究報告書

|                               |                  |                  |                 |                  |                 |                  |
|-------------------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 家事事件                          | 4,674<br>(10.1%) | 4,566<br>(10.1%) | 4,763<br>(9.9%) | 4,449<br>(10.3%) | 4,732<br>(8.8%) | 2,085<br>(10.1%) |
| 労働事件                          | 2,220<br>(4.8%)  | 2,214<br>(4.9%)  | 1,785<br>(3.7%) | 1,302<br>(3.0%)  | 1,173<br>(2.2%) | 462<br>(2.2%)    |
| 土地法に関する事件                     | 148<br>(0.3%)    | 119<br>(0.3%)    | 169<br>(0.4%)   | 146<br>(0.3%)    | 113<br>(0.2%)   | 47<br>(0.2%)     |
| 破産法に関する事件                     | 10<br>(0.02%)    | 28<br>(0.1%)     | 15<br>(0.03%)   | 25<br>(0.1%)     | 15<br>(-)       | 5<br>(-)         |
| 会社法に関する事件                     | 32<br>(0.07%)    | 21<br>(-)        | 35<br>(0.1%)    | 24<br>(0.1%)     | 22<br>(-)       | -                |
| 社会保険法に関する<br>事件               | 476<br>(1.03%)   | 403<br>(0.9%)    | 332<br>(0.7%)   | 334<br>(0.8%)    | 315<br>(0.6%)   | 48<br>(0.2%)     |
| 執行法に関する事件                     | 381<br>(0.8%)    | 384<br>(0.8%)    | 323<br>(0.67%)  | 346<br>(0.8%)    | 489<br>(0.9%)   | 111<br>(0.5%)    |
| 租税法に関する事件                     | 574<br>(1.2%)    | 274<br>(0.6%)    | 215<br>(0.4%)   | 202<br>(0.5%)    | 79<br>(0.1%)    | 25<br>(0.1%)     |
| 不動産登記法に關する<br>事件              | 1<br>(-)         | 1<br>(-)         | 1<br>(-)        | 3<br>(-)         | 6<br>(-)        | -                |
| 国家公務員法に關する<br>事件              | 4<br>(0.01%)     | 4<br>(-)         | 15<br>(0.03%)   | 2<br>(-)         | 4<br>(-)        | -                |
| 政治的な抑圧による<br>損害賠償に関する法<br>律事件 | 45<br>(0.1%)     | 17<br>(-)        | 32<br>(0.1%)    | 627<br>(1.4%)    | 919<br>(1.7%)   | -                |
| その他                           | 840<br>(1.8%)    | 836<br>(1.8%)    | 568<br>(1.2%)   | 659<br>(1.5%)    | 1,209<br>(2.3%) | 859<br>(4.2%)    |

事件類型でいえば、一般民事事件が全体の 50%前後を占めている。民事訴訟法に関する事件が、25-39%程度である。家事事件が 10%前後である。労働事件が 2-5%である。労働事件については年々減少傾向である。土地法に関する事件が 0.2-0.3%程度である。それ以外の事件類型は概ねこれらよりも少ない。

易手続で処理した事件、調停の和解契約の確認命令、民事訴訟法 133 条に定めた特別手続  
きで処理した事件数のことをいう。これに対し、「特別手続で処理した事件」という言い  
方もあり、それは、原告の申立てだけで処理する事件のことである。例えば、失踪宣告、  
死亡公告、行為能力の制限、就職年の確定などの事件である。

表3 控訴審における破棄、自判、差戻し、控訴不受理の数と割合

| 年             | 控訴件数            | 解決済件数            | 控訴棄却 <sup>110</sup> | 原判決変更 <sup>111</sup> | 自判 <sup>112</sup> | 控訴不受理         |
|---------------|-----------------|------------------|---------------------|----------------------|-------------------|---------------|
| 2016          | 3,475<br>(8.1%) | 3,108<br>(89.4%) | 1,080<br>(34.7%)    | 1,237<br>(39.8%)     | 791<br>(25.5%)    | 54<br>(1.5%)  |
| 2017          | 4,167<br>(9.2%) | 3,721<br>(89.2%) | 1,501<br>(40.3%)    | 1,411<br>(37.9%)     | 809<br>(21.7%)    | 70<br>(1.7%)  |
| 2018          | 3,807<br>(7.9%) | 3,527<br>(92.6%) | 1,516<br>(43%)      | 1,109<br>(31.4%)     | 902<br>(25.6%)    | 72<br>(1.9%)  |
| 2019          | 3,427<br>(7.9%) | 3,082<br>(89.9%) | 1,371<br>(44.5%)    | 924<br>(30%)         | 787<br>(25.5%)    | 106<br>(3.1%) |
| 2020          | 3,839<br>(7.1%) | 3,394<br>(88.4%) | 1,529<br>(45.1%)    | 1,167<br>(34.4%)     | 698<br>(20.5%)    | 176<br>(4.6%) |
| 2021<br>(上半期) | 1,559<br>(7.5%) | 1,383<br>(88.7%) | 610<br>(44.1%)      | 453<br>(32.8%)       | 320<br>(23.1%)    | -             |

控訴事件のうち、控訴棄却判決、原判決変更が、合わせて75%程度である。自判が25%程度である。自判は、控訴審で逆転している場合が多いと思われる。

表4 上告審における破棄、自判、差戻し、上告不受理の数と割合

| 年    | 上告件数            | 解決済 <sup>113</sup> | 上告棄却 <sup>114</sup> | 第一審判決及び控訴審判決訂正 | 第一審判決及び控訴審判決変更 <sup>115</sup> | 請求棄却 <sup>116</sup> | 差戻し          |
|------|-----------------|--------------------|---------------------|----------------|-------------------------------|---------------------|--------------|
| 2016 | 1,711<br>(3.7%) | 1,469<br>(85.8%)   | 793<br>(54%)        | 303<br>(20.6%) | 158<br>(10.8%)                | 38<br>(2.6%)        | 177<br>(12%) |
| 2017 | 1,991           | 1,704              | 915                 | 307            | 191                           | 95                  | 196          |

<sup>110</sup> 控訴審が控訴申立てを受理して原判決維持する判決を下すこと。

<sup>111</sup> 控訴審が控訴申立てを受理して原判決の一部を変更し、原判決の他の部分を維持して判決を下すこと。

<sup>112</sup> 控訴審が控訴申立てを受理して原判決を取り消しまたは破棄して判決を下すこと。

<sup>113</sup> 最高裁判所長官が解決した件数を除き、最高裁判所の法廷で解決した事件の件数。

<sup>114</sup> 上告審が上告申立てを受理して原判決や控訴審判決維持する判決を下すこと。

<sup>115</sup> 上告審が上告申立てを受理して原判決や控訴審判決の一部または全部を変更し、原判決や控訴審判決の他の部分を維持して判決を下すこと。

<sup>116</sup> 上告新が上告申立てを受理して原判決及び控訴審判決を取り消し、原告の請求を棄却すること。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査  
研究報告書

|               |                 |                  |                  |                |                |                |                |
|---------------|-----------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|               | (4.4%)          | (85.5%)          | (53.7%)          | (18%)          | (11.2%)        | (5.6%)         | (11.5%)        |
| 2018          | 2,074<br>(4.3%) | 1,932<br>(93.2%) | 1,096<br>(56.7%) | 357<br>(18.5%) | 206<br>(10.7%) | 65<br>(3.3%)   | 208<br>(10.8%) |
| 2019          | 1,370<br>(3.1%) | 1,004<br>(75.4%) | 634<br>(63.1%)   | 142<br>(14.1%) | 101<br>(10.1%) | 26<br>(2.6%)   | 101<br>(10.1%) |
| 2020          | 1,120<br>(2%)   | 846<br>(76.6%)   | 479<br>(56.6%)   | 188<br>(22.2%) | 78<br>(9.2%)   | 37<br>(4.3%)   | 64<br>(7.6%)   |
| 2021<br>(上半期) | 1,261<br>(6.1%) | 814<br>(64.5%)   | 466<br>(57.5%)   | 189<br>(23.2%) | -<br>(-)       | 159<br>(19.5%) | -              |

2021年（上半期）において、下級審判決が取り消され、原告の請求が棄却された事件が19.5%となっているのは、前年度までの経過から考えて、異常値である。もっとも、「第一審判決及び控訴審判決変更」の件数と合体したことによって生じたものと考えられる。

#### （民事訴訟法の改正）

現行の民事訴訟法は2002年に制定され、現在まで大きな改正が行われていない。しかし、2019年にモンゴル国憲法が改正され、それに伴い、2021年1月15日に裁判所法<sup>117</sup>が改正され、2021年3月1日から施行されることとなった。

裁判所法改正により、最高裁判所の取り扱う事件の規模を制限することになり、民事訴訟法の上告審に関する部分の一部が改正されたのである。

この、民事訴訟法の上告審に関する改正の内容は以下のとおりである。以下の場合を除き、最高裁判所は、上告申立てを受理しない（民事訴訟法 172.1 条）。

- ①第一審及び第二審判決が、法律の適用を誤った場合。
- ②訴訟手続において、重大な手続違反があり、その違反が判決に影響を与えた場合。
- ③下級裁判所が、法律を最高裁判所の公式解釈と異なって用いた場合。

この改正前には、全ての事件に関して上告することができていた。改正後は上告できるのは上記 3 つの場合しか認められないため、多くの事件について上告することができなくなった<sup>118</sup>。

#### （3） 調停について

##### （調停制度）

モンゴル調停法は2012年5月22日に制定され、2014年2月以降施行されている。現

<sup>117</sup> <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=16106892006021> （裁判所法改正）

<sup>118</sup> 民事訴訟法改正は2021年1月15日に行われ、2021年度の裁判所報告書が公開されていないため、2021年度の上告件数や割合等については、現時点で不明である。

## モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

在、第一審裁判所内に調停部が設けられて調停人が執務している。調停に関する事項は、裁判所評議会に設置されている調停人委員会（委員数5名の独立行政委員会）が監督する。

（調停の特徴）

調停法5.2条は、調停の原則について、次のように定める。

調停は、次の原則を遵守して行われる。①当事者の自主性に基づいて行われること。②調停参加者の秘密が保持されること。③調停人が中立性を保つこと。④調停において当事者が平等に参加できること。

つまり、①当事者の自主的解決手続であり、②非公開の手続で秘密が維持され、③中立の調停人が主宰し、④調停手続においては、当事者の平等が図られる。

（調停に携わる裁判所職員）

全国の第一審民事裁判所に42人のフルタイムの調停人と、2人のパートタイムの調停人が勤務している。調停人以外に、39人の調停担当職員が勤務している。

（調停事件数の推移）

下記の表で2014年から2020年までの7年間の調停申立件数やその解決済、成立、不成立等の件数や割合について示す。

調停が開始した2014年から毎年申立件数、成立割合ともに増加していることが分かる。例えば、2014年と2020年の件数を比較すると、申立件数は3倍程度増加し、モンゴル国民における調停の認識が高くなってきていると思われる。

ちなみに、調停申立件数が増加するに伴い、裁判所で解決される事件数も増えている。しかし、調停は、裁判所での事件の負担を分担する機能を果たしているということはいえるだろう。

表5 申立件数とその結果

| 年    | 直接調停を申し立てた件数 | 解決済    | 成立                | 不成立              | 付調停 | 成立            |
|------|--------------|--------|-------------------|------------------|-----|---------------|
| 2014 | 6,143        | 5,122  | 2,847<br>(55.5%)  | 2,275<br>(44.5%) | 219 | 61<br>(27.9%) |
| 2015 | 15,122       | 11,854 | 7,881<br>(66.4%)  | 3,973<br>(33.6%) | 304 | 61<br>(20.1%) |
| 2016 | 15,328       | 12,589 | 8,908<br>(70.8%)  | 3,681<br>(29.2%) | 381 | 97<br>(25.5%) |
| 2017 | 16,588       | 13,737 | 10,013<br>(72.9%) | 3,724<br>(27.1%) | 362 | 61<br>(16.9%) |
| 2018 | 15,578       | 12,092 | 8,711             | 3,318            | 398 | 60            |

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査  
研究報告書

|      |        |        |                   |                  |     |               |
|------|--------|--------|-------------------|------------------|-----|---------------|
|      |        |        | (72.1%)           | (27.9%)          |     | (15.1%)       |
| 2019 | 17,284 | 12,860 | 9,277<br>(71.7%)  | 3,633<br>(28.3%) | 428 | 72<br>(16.8%) |
| 2020 | 21,871 | 14,270 | 10,415<br>(72.9%) | 3,855<br>(27.1%) | 468 | 63<br>(13.5%) |

参考 裁判所で解決された民事訴訟事件数

2014年 33,996件  
 2015年 40,674件  
 2016年 46,173件  
 2017年 45,233件  
 2018年 48,155件  
 2019年 43,397件  
 2020年 53,678件

表6 申立事件の種類

| 年                   | 申立件数   | 一般民事事件            | 家事事件             | 労働事件          |
|---------------------|--------|-------------------|------------------|---------------|
| 2014                | 6,143  | 2,710<br>(44.1%)  | 2,234<br>(36.4%) | 178<br>(2.9%) |
| 2015                | 15,122 | 11,686<br>(77.3%) | 3,318<br>(21.9%) | 118<br>(0.8%) |
| 2016                | 15,328 | 9,802<br>(63.9%)  | 2,707<br>(17.7%) | 80<br>(0.5%)  |
| 2017                | 16,588 | 10,849<br>(65.4%) | 2,859<br>(17.2%) | 29<br>(0.2%)  |
| 2018                | 15,578 | 9,067<br>(58.2%)  | 2,995<br>(19.2%) | 30<br>(0.2%)  |
| 2019                | 17,284 | 9,828<br>(56.9%)  | 3,020<br>(17.5%) | 12<br>(0.1%)  |
| 2020 <sup>119</sup> | 14,270 | 11,239<br>(78.8%) | 3,015<br>(21.1%) | 16<br>(0.1%)  |

<sup>119</sup> 2020年分の事件種類別件数と割合について、裁判所評議会の統計資料では、これまでの集計と異なり、解決済み事件数を基礎に、そのうちの事件種類の件数と割合を計上する集計方法に変動している。したがって、2020年分は、解決済みの事件における事件種類の数と割合の統計である。

## モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

調停では、主に一般民事事件が申し立てられており、申立件数の 79%弱を占めている。家事事件が約 21%でそれに続き、残りが労働事件である。

### (4) 国際仲裁について (モンゴル国際仲裁センター)

モンゴル商工会議所モンゴル国際仲裁センターは、1960 年に設立されて以降現在まで活動を行なっている、国際的に認定されたモンゴルの唯一の仲裁機関である。

モンゴル国際仲裁センターは、モンゴルの 21 県に支部を置き、アジア太平洋国仲裁委員会のメンバーであり、世界の 20 以上の仲裁機関と協力関係にある。

モンゴル国際仲裁センターには、法律、経済、金融、鉱山の専門である 78 人のモンゴル人の仲裁人、ロシア、中国、ドイツ、日本<sup>120</sup>をはじめとする 32 人の外国人の仲裁人、合計 110 人の仲裁人が所属している。

表 7 仲裁で処理した事件数

| 年    | 受理した事件数 | 事件の平均処理期間 |
|------|---------|-----------|
| 2016 | 100     | -         |
| 2017 | 71      | -         |
| 2018 | 74      | -         |
| 2019 | 87      | 164 日間    |
| 2020 | 106     | 133 日間    |
| 2021 | 166     | 93 日間     |

表 8 仲裁費用

| 申立金額 (USD)        | 仲裁費用 (USD)                      |
|-------------------|---------------------------------|
| 1~1,000           | 申立額の 30%                        |
| 1,001~5,000       | 1,000 を越える部分の 3.0% + 300        |
| 5,001~10,000      | 5,000 を越える部分の 3.0% + 420        |
| 10,001~50,000     | 10,000 を越える部分の 3.0% + 570       |
| 50,001~100,000    | 50,000 を越える部分の 3.0% + 1,770     |
| 100,001~200,000   | 100,000 を越える部分の 3.0% + 3,270    |
| 200,001~500,000   | 200,000 を越える部分の 2.5% + 6,270    |
| 500,001~1,000,000 | 500,000 を越える部分の 2.0% + 13,770   |
| 1,000,001~        | 1,000,000 を越える部分の 1.5% + 23,770 |

<sup>120</sup> 2022.2.1 現在、日本人の仲裁人は 2 名である。



2017年7月1日現在のモンゴル国際仲裁にかかる仲裁費用は、次のとおりである。

この手続費用には、モンゴル国際仲裁センターの管理料および仲裁人の報酬が含まれている。仲裁人の報酬も含まれている点で、費用は明確であり、金額も比較的安価で利用しやすいといえる。

## 2 モンゴルの弁護士制度

### (1) 経緯

2012年3月7日、法律家の地位に関する法律<sup>121</sup>が制定され、2002年に制定された旧弁護士法が廃止された。法律家の地位に関する法律に基づき、裁判官、検察官、弁護士及びその他の法律家等<sup>122</sup>といった、モンゴルにおいて司法試験に合格し、法律家資格を持つ全ての法律家が強制加入する団体である、モンゴル法曹協会公益行政法人<sup>123</sup>が設立された。

法律家の地位に関する法律が制定される以前のモンゴルの司法試験制度は、法学部を卒業し、2年間の研修を終えた者が、法務内務省が開催する司法試験を受験し、司法試験に合格後に、さらに、弁護士会が開催する弁護士試験を受験して、弁護士会に登録することにより、弁護士資格を取得することとなっていた。

しかし、法律家の地位に関する法律により、司法試験は、法務内務省ではなく法曹協会が開催することとなった。弁護士会が実施して弁護士資格を与える従来の弁護士試験が廃止されて、司法試験に合格した者が最高裁判所に対して弁護士登録申請をすることにより、弁護士資格を取れるように制度が変更された。

その後、裁判官、検察官、弁護士及びその他の法律家等を強制会員とした法曹協会の中で、相互に利益が相反する役目を持つ法律家が同一の協会に所属することに対する

---

<sup>121</sup> <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=8661> (法律家の地位に関する法律)

<sup>122</sup> ここで、「その他の法律家等」とは、次の者をいう。①司法試験に合格した者。②司法試験合格と同等の資格を有するとされる者（社会主義時代における高等教育機関において法学関連科目を修めた者など）。

司法試験合格者を中心とするこれらの者は、「法律家」として扱われる。「法律家」は、日本でいういわゆる法曹三者のほかに、裁判所書記官（判事補）、検察事務官（検事補）、パラリーガル（弁護士補）、調停人とそのアシスタント、仲裁人とそのアシスタント、法学教員、企業の法務部職員、法律アドバイザーや法律コンサルタント、公務員、警察官ほか法執行機関や一般公務員以外の政府関連機関の職員などになることが多い。なお、法学の高等教育終了後直ちに（つまり、司法試験合格前に）、企業の法務部職員、法律アドバイザーや法律コンサルタントとして業務を行っている者も多数存在する。

<sup>123</sup> [www.mglbar.mn](http://www.mglbar.mn) (モンゴル法曹協会ウェブサイト)

批判が生じた。そのため、2019年10月18日、法律家の地位に関する法律とは別に、  
弁護士法<sup>124</sup>が制定された。

## (2) 弁護士法の制定による制度改革

2019年の弁護士法制定に伴い、モンゴル法曹協会と同等の機関として弁護士会<sup>125</sup>が  
設立された。法曹協会設立後も、以前の弁護士会は存在していたが、強制加入団体では  
なく、弁護士に対する懲戒権限も有していなかった。弁護士法制定により、弁護士会は、  
弁護士の強制加入団体となり、弁護士に対する懲戒権限も有することとなった。

弁護士法により弁護士資格を持つ法律家は、法曹協会と弁護士会という2つの専門  
機関に会員として所属する必要が生じた。さらに、旧弁護士試験が再開され、法曹協会  
が開催する司法試験に合格した者は、弁護士会が開催する弁護士試験を受験し、弁護士  
試験に合格して、弁護士会の弁護士総合登録簿に登録されることにより弁護士資格を  
有することとなった（弁護士法7.1条）。

弁護士法制定前には、司法試験に合格した者が最高裁判所に登録することで弁護士  
資格を取得できていた。その他に弁護士登録要件は存在しなかった。しかし、弁護士法  
では、弁護士試験を受験できる要件を定め、弁護士資格を取得するためには、厳格な要  
件を求めている。具体的には、以下の場合においては、弁護士試験を受験できない。結  
果として弁護士資格を取得できない（弁護士法8.6条）。

①法律の定めにより、法律家の業務が停止され又は資格を無効とされた。②有効な裁  
判判決により、弁護士活動が制限された。③弁護士法で認めた役職以外の役職を遂行し  
ている。④刑法に定めた犯罪を起こし、刑罰を科せられた。⑤各法律に定められた理由  
で懲戒解雇処分により解雇された裁判官、検察官、公証人資格を無効にされた公証人、  
国家公務員法により懲戒解雇された警察官。⑥警察官、検察官で、警察、検察の役務を  
終了したから2年間経過していない場合。⑦国家公務員法により、懲戒処分期間が経  
過していない場合などである。

## (3) 弁護士数

現在、モンゴル弁護士会に2,942名の弁護士が登録されている。

そのうち、1,702名の弁護士が、弁護士活動を行っている。1,113名の弁護士が業務  
を停止している。127名の弁護士が、弁護士資格を無効にされている。

その内訳は以下のとおりである。

## 表9 各県ごとの弁護士数

<sup>124</sup> <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=14859>（弁護士法）

<sup>125</sup> [www.ama.org.mn](http://www.ama.org.mn)（モンゴル弁護士会ウェブサイト）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査  
研究報告書

| No. | 弁護士会名               | 弁護士数  |
|-----|---------------------|-------|
| 1   | ウランバートル市弁護士会（首都）    | 1,407 |
| 2   | アルハンガイ県弁護士会         | 12    |
| 3   | バヤンウルギー県弁護士会        | 4     |
| 4   | バヤンホンゴル県弁護士会        | 16    |
| 5   | ブルガン県弁護士会           | 7     |
| 6   | ゴビアルタイ県弁護士会         | 7     |
| 7   | ゴビスムベル県弁護士会         | 4     |
| 8   | ドロノゴビ県弁護士会          | 20    |
| 9   | ダルハン県弁護士会           | 26    |
| 10  | ドルノド県弁護士会           | 18    |
| 11  | ドゥンドビ県弁護士会          | 13    |
| 12  | ザブハン県弁護士会           | 9     |
| 13  | ザブハン・トソツェンゲルソム弁護士会  | 3     |
| 14  | ウブルハンガイ県弁護士会        | 30    |
| 15  | ウムニゴビ県弁護士会          | 12    |
| 16  | オルホン県弁護士会           | 30    |
| 17  | スフバートル県弁護士会         | 3     |
| 18  | セレング県弁護士会           | 9     |
| 19  | セレング マンダルソム弁護士会     | 4     |
| 20  | トゥブ県弁護士会            | 11    |
| 21  | オブス県弁護士会            | 9     |
| 22  | ホブド県弁護士会            | 15    |
| 23  | フスグル県弁護士会           | 15    |
| 24  | ヘンティー県弁護士会          | 16    |
| 25  | ヘンティー・ボルウンドゥルソム弁護士会 | 2     |
| 総数  |                     | 1,702 |

圧倒的に、首都であるウランバートルに弁護士が集中していることが分かる（1,407名。82.7%）。2位のウブルハンガイ県弁護士会の会員数が30名であるから、首都には、2位の弁護士会の46.9倍の弁護士が所属する。また、地方では、スフバートル県に3名、ヘンティー・ボルウンドゥルソム弁護士会2名などが特に少ない会員数であるが、10名～20名程度の会員数の弁護士会が圧倒的に多い。

このように、モンゴルにおける弁護士は首都に非常に偏在している。

なお、日本人の弁護士は存在しない。日本語対応可能なモンゴル人弁護士は、一定数

存在している。

表 10 業務停止した弁護士数

|    | 業務停止した弁護士 | 弁護士資格が取り消された弁護士 |
|----|-----------|-----------------|
| 人数 | 1,113     | 127             |

業務を停止した弁護士数が非常に多い点が注目に値する。

弁護士法 10 条は、以下の場合に、弁護士業務を停止すると定めている。

①弁護士が申請した。②弁護士活動と兼務が禁止される役職に任命された。③健康及びその他の自由な必要性があった。④1年以上の期間、弁護士活動を行うことができなくなった。⑤強制的身体留置措置を取る裁判判決を受けた。

これらのうちどの理由で弁護士業務を停止したかという情報は公開されていない。しかし、業務を停止した理由のうちの多くは、弁護士本人からの申請によるものと推定される<sup>126</sup>。

現在の民事訴訟法や行政手続法では、弁護士資格を持っていなくても、原告及び被告から委任されさえすれば、訴訟代理人として法的サービスを提供することが可能である。弁護士会に申請して業務を停止していても、弁護士と同様の活動を行っている弁護士も少なくない。

#### (4) 司法試験（法曹試験）の概要と試験情報

法律家の地位に関する法律 8 条は、「法曹協会の司法試験を担当する司法試験委員会が司法試験の開催を担当する。」、14.1 条は、「法曹協会は年に 1 回司法試験を開催する。」と定め、法曹協会は、これらの規定に従い、毎年 8 月から 10 月にかけての期間中に、司法試験を開催している。

モンゴルの司法試験は①テスト問題（マークシート）、②ケース問題（論述）という 2 つの試験から構成される。

---

<sup>126</sup> 弁護士登録を停止する理由となるかどうかは定かではないが、弁護士法が制定されたことにより、弁護士は従来の法曹協会に加えて、弁護士会にも所属することとなった。そして、法曹協会と弁護士会の双方に会費を支払わなければならなくなっている。この点について、多くの弁護士からの批判がある。

弁護士法制定の際、国会で 2 つの機関に会費を支払うことに関して議論がなされ、重複会費の問題が生じないように法律家の地位に関する法律に改正を行うという方向で弁護士法が制定された。しかし、2022 年 2 月 1 日現在、法律家の地位に関する法律の改正が行われておらず、重複手数料の問題は解決されていない。

テスト問題は 40 点満点、ケース問題は 60 点満点であり、双方の合計点が 80 点以上であれば合格する。

最初にテスト問題の試験を受験し、テスト試験に 25 点以上を取った受験者については、ケース問題の試験が受験できる。

ケース問題は、民事事件、刑事事件、行政事件という 3 つのケースが与えられる。1 つのケース問題の最高点数は 20 点、3 つで 60 点満点である。

以下の表で過去 5 年間の司法試験の受験者と合格者の人数と割合を示す。

表 11 司法試験受験者と合格者割合<sup>127</sup>

|                  | 2016 年         | 2017 年         | 2018 年         | 2019 年         | 2020 年         |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 受験者数             | 1,325          | 1,083          | 1,143          | 1,273          | 1,274          |
| 合格者数             | 153<br>(11.5%) | 229<br>(21.1%) | 240<br>(21.0%) | 209<br>(16.4%) | 299<br>(23.5%) |
| 法曹協会に登録されている法律家数 | 5,264          | 5,373          | 5,475          | 5,641          | 5,895          |

司法試験合格者数は、150 名～300 名。合格率については、11%～23%と、それぞれ幅がある。

#### (5) モンゴルで弁護士が活動できる範囲（弁護士法）

##### （弁護士活動の資格）

- 7.1. 弁護士活動の資格試験（以下「弁護士試験」という。）に合格し、弁護士統合登録簿に登録された法律家は弁護士活動を行う。
- 7.2. 弁護士試験に合格した法律家は試験結果が公開された日から、1 年以内に弁護士活動資格の取得申請を、モンゴル弁護士会に提出する。その期間が経過した場合、弁護士試験の合格結果を無効にする。
- 7.3. 弁護士会は 7.2 条に定められた申請を、10 営業日以内に確認し、弁護士活動を禁止する事情がない場合、弁護士活動資格を与える提案を弁護士会会長に提出する。
- 7.4. 弁護士会会長は 7.3 条で定めた提案に基づき、弁護士統合登録簿に登録し、弁護士活動資格を与える。

127

[https://www.1212.mn/tables.aspx?tbl\\_id=DT\\_NSO\\_2300\\_037V5&CR008\\_select\\_all=1&R008SingleSelect=&YearY\\_select\\_all=0&YearYSingleSelect=\\_2020\\_2019\\_2018\\_2017\\_2016&viewtype=table](https://www.1212.mn/tables.aspx?tbl_id=DT_NSO_2300_037V5&CR008_select_all=1&R008SingleSelect=&YearY_select_all=0&YearYSingleSelect=_2020_2019_2018_2017_2016&viewtype=table)（モンゴル統計局ウェブサイト参照）

7.5. 弁護士活動を禁止する事情がある場合を除き、弁護士活動資格登録を拒絶することができない。

7.6. 弁護士活動資格は無期限に有効である。

7.7. 法律家は弁護士活動資格を拒絶された場合、裁判所に対して不服申立てをすることができる。

#### (弁護士法の適用範囲)

3.1. 弁護士の以下の活動において、本法が適用される。

- ① 裁判において、依頼者を代理する。
- ② 法律問題について、口頭及び書面でアドバイス及び意見書を出す。
- ③ 法律関係の書類を作成する。
- ④ 行政及びその他の機関、執行機関、調停手続において、依頼者を代理し、依頼者の権利及び利害の保護する行為。

以上からは、弁護士登録をされていない者が、裁判所で依頼者を代理する行為、法律問題へのアドバイスを行う行為、法律関係の書類作成行為、公的機関において依頼者の権利義務を代理する行為は、弁護士しか行うことができない。

ただし、依頼者の委任状を受けた者は、弁護士資格を有していなくても民事訴訟において依頼者から委任を受けた者として訴訟活動することは許されており（民法上の代理人として法律行為を行うことができると解される。）、この点、弁護士が当事者から委任を受けて訴訟上の代理行為をする（原文では「代表」と訳される。）点との区別があいまいである。

### 3 モンゴルの外国弁護士制度

#### (1) 外国弁護士活動規制について

外国弁護士活動については以下の法令で規制されていた。

法律家の地位に関する法律、弁護士法、2013年10月14日法務大臣第A/211規則。法律家の地位に関する法律36条は、「モンゴル国における外国弁護士の活動に関する規則を法務大臣の命令で定める。」と規定し、それに基づいて、2013年10月14日法務大臣第A/211規則「外国において法律家資格を取った者が単独及び外国投資有限責任パートナーシップを設立してモンゴル国内で法律家活動を行う規則」<sup>128</sup>（以下「外国弁護士規則」という。）を定めている。

2019年の弁護士法の制定に伴い、法律家の地位に関する法律36条が廃止され、関連する事項について、弁護士法で規制することとなった。

しかし、現在において、弁護士法制定に合わせて外国弁護士規則が改正されていない

---

<sup>128</sup> <https://legalinfo.mn/mn/detail/9597> (外国弁護士規則)

ので、本稿では改正前の同規則を前提に説明する。

## (2) 外国人弁護士のモンゴルにおける弁護士活動

弁護士法 30 条は、外国人または外国弁護士がモンゴルにおいて弁護士活動を行う規制を定める。

まず、外国人は、モンゴルにおいて、司法試験に合格して、モンゴル弁護士と同様に弁護士活動を行うことができる。ただし、法曹協会が開催する司法試験に合格し、弁護士試験に合格して、弁護士資格を保有する外国人は、国家の秘密に関する事件においては、弁護士活動を行うことができない（弁護士法 30.1）。それ以外の事件においては、モンゴル人弁護士と同様に活動できる（外国人弁護士）。

また、外国において弁護士資格を有する外国人及びモンゴル人弁護士は、当該弁護士資格を有する国の法律及び国際法に関する事件に関し、弁護士活動を行うことができる（弁護士法 30.2 条。外国弁護士）。

ただし、外国弁護士は、モンゴル国内において弁護士活動を行う際、法務内務省が定めた規則に基づき、弁護士会に登録した後に、弁護士活動を行うことができる（弁護士法 30.3 条）。

## (3) 外国弁護士の活動

外国弁護士は、モンゴル国内において、①単独で法的サービスを提供すること、②外国投資有限責任会社及びパートナーシップを設立すること、③モンゴル弁護士及び弁護士法人と協力して法的サービスを提供することができる（外国弁護士規則 2.1 条）。

なお、法律家の地位に関する法律では、弁護士法人は、有限責任パートナーシップの形態しか認められていなかったが、弁護士法制定により、有限責任会社の形態で弁護士活動を行うことができることとなった。

## (4) 外国弁護士の登録要件

外国弁護士は、モンゴルに弁護士活動を行うために以下の要件を満たさなければならない（外国弁護士規則 5 条）。

- ①外国において法律家資格を取っていること。
- ②法律家としての 2 年間以上の経験を持つこと。
- ③専門的及び倫理違反行為を起こしていないこと；
- ④モンゴル国内において、法律家専門保険に加入すること。

弁護士法では、法務内務省から定めた規則に従い、外国弁護士登録は弁護士会が行うと定めている。しかし、2020 年 2 月 1 日現在においては、法務内務省で外国弁護士登録がされている。今後、外国弁護士規則が改正され、弁護士会が登録を行うことになると思われる。しかし、現時点では、改正や外国弁護士登録に関する情報は公開されてい

ない。

#### (5) 外国弁護士の情報

現在、法務内務省においては、合計 37 名の弁護士が、外国弁護士登録されている<sup>129</sup>。

表 12 国・地域別外国弁護士数

| No. | 国別      | 弁護士数 |
|-----|---------|------|
| 1   | アメリカ合衆国 | 13   |
| 2   | 中国      | 9    |
| 3   | オーストラリア | 4    |
| 3   | イギリス    | 4    |
| 5   | 香港      | 3    |
| 6   | 日本      | 2    |
| 7   | ロシア     | 1    |
| 7   | ドイツ     | 1    |

国・地域別では、アメリカ合衆国が最多で 13 名、続いて中国が 9 名、オーストラリア、イギリスが各 4 名、香港が 3 名、日本が 2 名、ロシアおよびドイツが各 1 名である。

#### (6) 参照法令と条文

##### ① 弁護士法（外国人弁護士がモンゴル国において弁護士活動を行う）

30.1. 法曹試験（司法試験）に合格し、本法に従って弁護士活動資格を取った外国人、無国籍者は国家及び機関の秘密に関する以外の問題について、弁護士活動を行うことができる。

30.2. 外国において弁護士活動資格を取った外国人弁護士及びモンゴル人弁護士は、弁護士活動資格を取った国及び国際法に関する問題にしか法律サービスを提供しない。

30.3. 本法 30.2 条に定めた弁護士は、法律問題を担当する中央行政機関から定める規則に従って弁護士会に登録することにより、モンゴル地域内において弁護士活動を行うことができるが、法律に別段の定めがない限り、本法に定めた一般要件及び条件に従って弁護士活動を行う。

30.4. 弁護士が外国籍を取ったことは、本法 30.1 条の定め以外に弁護士活動を制限する根拠にならない。

##### ② 2013 年 10 月 14 日法務大臣第 A/211 規則「外国において法律家資格を取った者が単独

<sup>129</sup> [https://mojha.gov.mn/newmojha/?page\\_id=1613](https://mojha.gov.mn/newmojha/?page_id=1613)（法務内務省 WEB サイト参照）



モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査  
研究報告書

及び外国投資有限責任パートナーシップを設立してモンゴル国内で法律家活動を行う規則」  
(外国法律家の専門活動の種類)

- 3.1.法律家専門活動を行う外国の法律家は、資格を取った国の法令及び国際法に関する問題  
について、以下の専門活動を行う。
  - 3.1.1.法律問題について、口頭及び書面でアドバイスを提供する。
  - 3.1.2.法律関係書類の作成、確認。
  - 3.1.3.個人、法人の要請により法令に定めた法律サービスの提供、裁判外の機関において代  
理する。
  - 3.1.4.請求、要請を解決し、損害を賠償するためのあらゆる打合せ、和解させる行為。
  - 3.1.5.モンゴル仲裁手続及び国際仲裁や裁判において、依頼者を代理する。
- 3.2.外国の法律家は、本規則に従って、登録されなかった場合、上記の活動を行うことがで  
きない。

## モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

### 4 モンゴル弁護士に対するアンケート結果

#### (1) モンゴル弁護士アンケート調査

2021年11月から12月にかけて、モンゴルの弁護士に対して、アンケート調査を行った。

#### (対象者)

日本人依頼者の事件を受任したことがある、モンゴル人弁護士または弁護士法人

#### (調査期間)

2021年11月20日～12月31日

#### (調査実施件数)

15人

#### (調査方法)

下記のアンケートを記載したアンケート用紙の書式を、各弁護士にメールで送付し、記入した回答用紙を個別に回収した。

アンケートを実施したすべての弁護士はモンゴル人である。弁護士、事務所の選定にあたっては、モンゴル立法協会に依頼して、日本人の依頼者からの事件・相談を行ったことのある弁護士事務所を選定した。日本人依頼者を取り扱ったことがある弁護士事務所を探すことは、依頼者の情報を尋ねることとなり、非常に困難を極めたが、モンゴル立法協会のご担当者のご尽力と人脈により、15件の事務所から回答を得られたことは幸いであった。

モンゴルには、日本法弁護士が存在せず、現地で実際に活動を行っている日本人弁護士は、知り得る限り、筆者を含め2名である<sup>130</sup>。したがって、現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士に対するアンケート調査を実施できないことから、やむを得ず、日本人依頼者を取り扱った経験のある現地のモンゴル弁護士に対し、アンケート調査を実施したものである。

---

<sup>130</sup><http://www.haraguchi-law.com/business/affiliation/index.html>には、筆者以外の1名の日本人弁護士がモンゴルに設立した法律コンサルタント会社事務所（有限責任会社。弁護士組合や弁護士法人ではない。）が紹介されている。

このほかにも、現地においてある程度の期間弁護士として活動している日本人弁護士が存在する可能性はあるが、発見できなかった。また、少なくとも、現地で適法に弁護士業務を行うためには、現地弁護士資格または外国弁護士資格が必要であるが、2022年3月1日現在、現地弁護士資格を保有する日本人弁護士は存在せず、外国弁護士資格を保有する日本人弁護士は2名だけであると思われる。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査  
研究報告書

(質問事項)

アンケートの内容(質問事項)は次のとおりである。

基本的質問事項 2-2

(日本人又は日本企業等に関係する法律事務所または弁護士)

1 事務所の規模等

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

弁護士組合

弁護士会社

個人事業

その他 ( )

Q1-1 あなたの事務所に所属している弁護士数を教えてください。

1名のみ

2名～5名

6名～10名

11名以上 ( )人

Q1-2 あなたが現地で法律事務を取扱っている期間はどの程度ですか。

1年未満

1年以上3年未満

3年以上5年未満

5年以上

2 取扱案件の件数

Q2 あなた(若しくはあなたの事務所全体)が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。

1件もない

1件～10件

11件～20件

21件～30件

31件～40件

41件～50件

51件以上

Q2-1 Q2で回答した件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

1件もない

1件～10件

- 11件～20件
- 21件～30件
- 31件～40件
- 41件～50件
- 51件以上

### 3 取扱案件の種類

Q3-1 Q2（事務所における取扱案件全体）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。

- (企業) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退  
その他( )
- (在留邦人) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他( )

Q3-2 Q2-1（日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。

- (企業) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退  
その他( )
- (在留邦人) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他( )

### 4 受任している件数の推移(3年以上法律家として活動している方向け)

Q4-1 Q2（事務所における取扱案件全体）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

- 増加している(どの程度 )
- 減少している(どの程度 )
- 変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

- (企業) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退   
その他( )
- (在留邦人) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他( )

Q4-2 Q2-1 (日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件) の件数は、3年前と比較してどのよう  
に変化していますか。

増加している (どの程度 )

減少している (どの程度 )

変化がない

また、増加／減少している原因は、どのような種類の案件が増加／減少しているからとお考  
えですか。(複数回答可)

(企業)  起業  投資  取引  貿易(通関)  労務  債権回収  撤退   
その他 ( )

(在留邦人)  滞在資格  身分関係(現地でのもの)  身分関係(日本にいる親族との  
間のもの)  労務問題  交通事故  貸金  不動産(賃貸借)  取引  労働   
刑事  その他 ( )

#### 5 法令や裁判制度について

Q5-1 モンゴルの法体系について教えてください。

成文法体系(大陸法系)

判例法体系(英米法系)

その他 ( )

Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか(複  
数回答可)。

政府のホームページ

公刊されている法律集や法律書

現地政府に直接聞く

在外公館やJETRO窓口に尋ねる

現地法弁護士に聞く

現地にいる日本法弁護士に聞く

アクセスする方法がない

その他 ( )

Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

ない。

法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しく  
は著しく困難である。

法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難  
である。

その他 ( )

Q5-4 モンゴルの法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他（ ）

Q5-5 モンゴルの裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる
- 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他（ ）

## 6 モンゴルの実情に応じた調査事項

Q6-1 弁護士報酬は、モンゴル人・企業が依頼者の場合と、日本人・企業が依頼者の場合とで、算定基準が異なりますか。

- 異なる。
  - 高い。
  - 安い。
- 同じ。

Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、弁護士として問題だと考えるのはどのようなことですか（複数回答可）。

- 意思疎通が難しい。
- 弁護士報酬の説明が難しい。
- モンゴルの法制度や訴訟の運用実態の説明が難しい。
- 独自の見解を押し付けられる。
- 賄賂などで処理しようとする。
- 弁護士の見解を信用しない。
- その他（ ）

Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきことはどのようなことですか（複数回答可）。

- モンゴル法の運用実態。

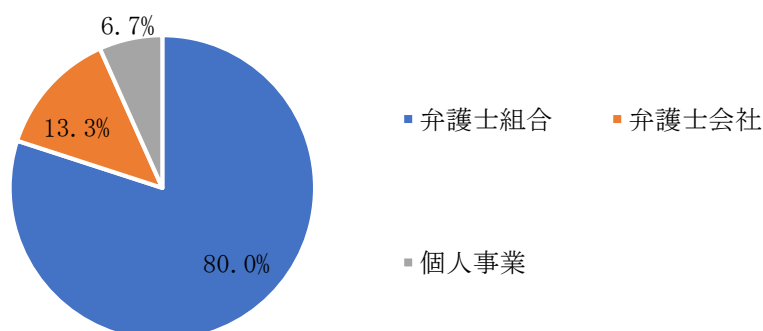
モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査  
研究報告書

- モンゴルの生活習慣や慣習。
- モンゴル人の思考方法。
- モンゴル語能力（または適切な通訳の準備）。
- 英語能力。
- モンゴルの弁護士報酬は、日本と比較しても安くはないこと。
- その他（                      ）

(2) モンゴル弁護士のアンケート結果  
アンケートの回答結果を以下にまとめる。

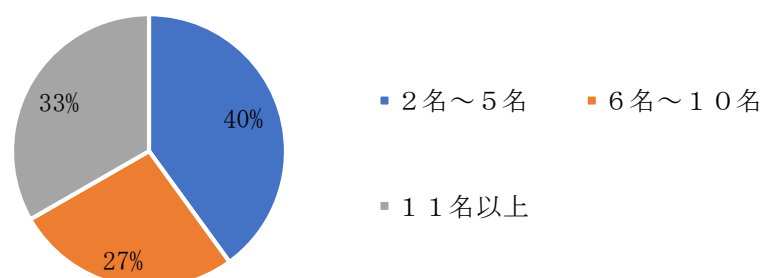
1 事務所の規模等について

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。



事務所の形態別にみると、12名の弁護士が弁護士組合に所属し、2名の弁護士は弁護士会社、1名の弁護士は個人事業の形態で活動を行なっている。

Q1-1 あなたの事務所に所属している弁護士数を教えてください。

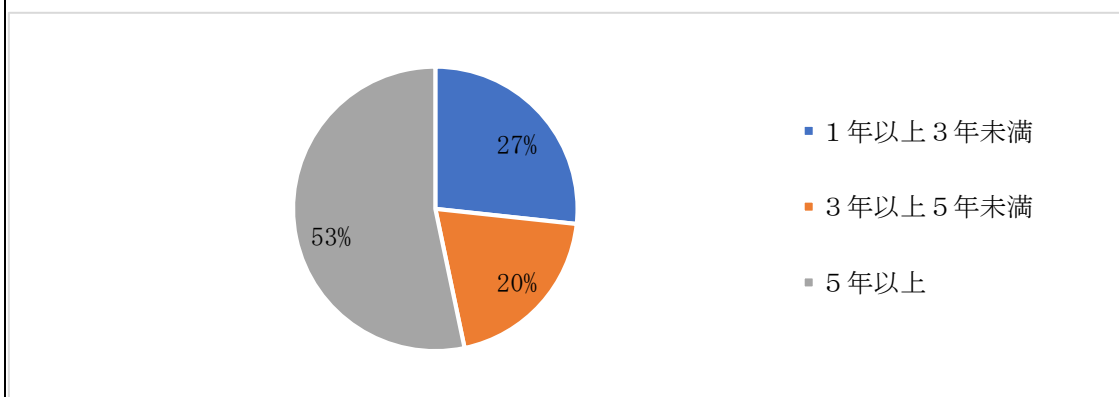


各弁護士事務所に所属している弁護士数は、2名～5名の弁護士が所属する事務所は6(40%)、6名～10名の弁護士がある事務所は4(26.7%)、11名以上の弁護士がある事務所は5(33.3%)である。

モンゴルにおいては、弁護士事務所は1名か2名の弁護士がいる事務所が多くて、10名以上の弁護士がいる事務所は少ない。したがって、ある程度モンゴルの代表的な弁護士事務所  
の弁護士がアンケート調査の対象となったことがわかる。



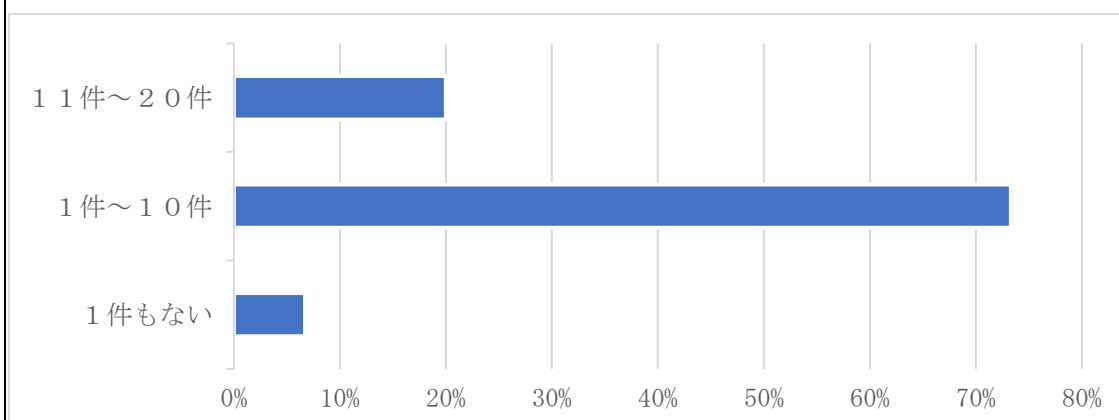
Q1-2 あなたが現地で法律事務を取扱っている期間はどの程度ですか。



アンケート調査に参加した各弁護士の経験年数を見ると、50%以上の弁護士は5年以上の経験があり、これらは弁護士事務所の主任となる弁護士たちである。なお、最長は23年だった。

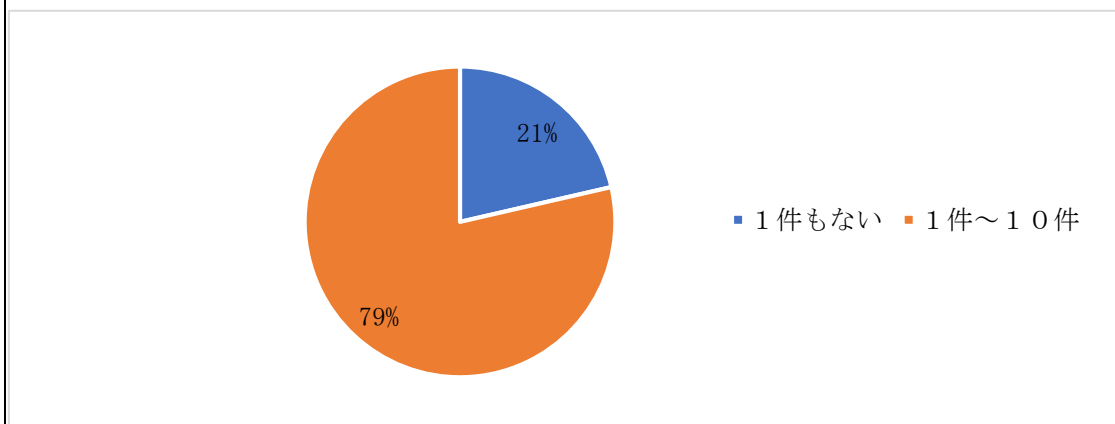
2 取扱事案の件数

Q2 あなた（若しくはあなたの事務所全体）が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。



弁護士事務所の73%は1か月に平均1件～10件を取り扱っており、11件以上の事件を取り扱う事務所が20%を占める。

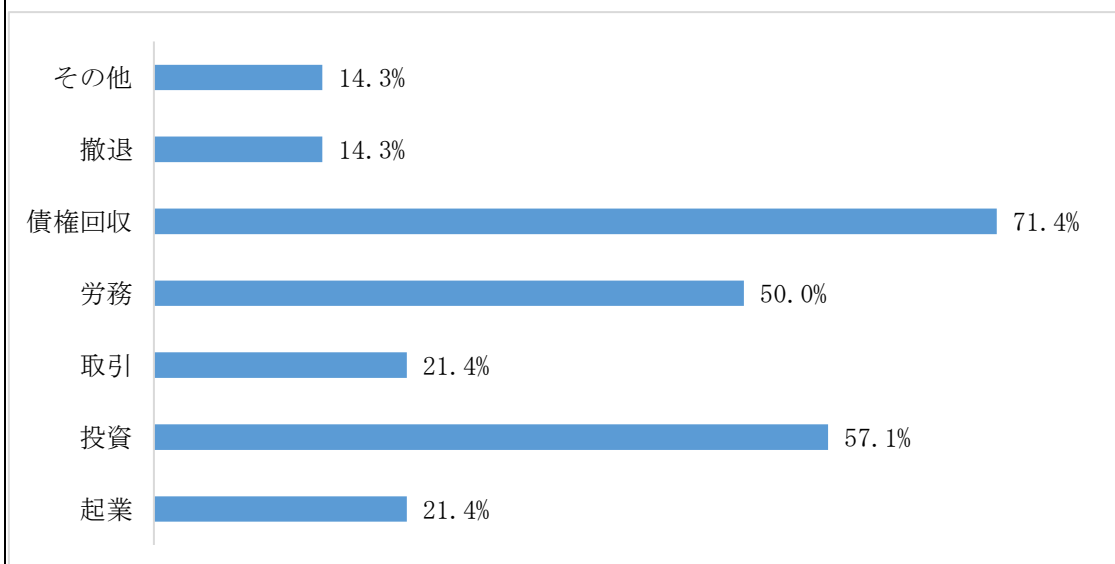
Q2-1 1 か月に取り扱っている件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件は  
どの程度ありますか。



1 か月に取り扱っている事案のうち、依頼者が日本企業や在留邦人であった事件は1件～  
10件の事務所は79%を占めている。アンケート調査に参加した弁護士の多くは、日常的に、  
日本企業や在留邦人の依頼者がいることとなる。

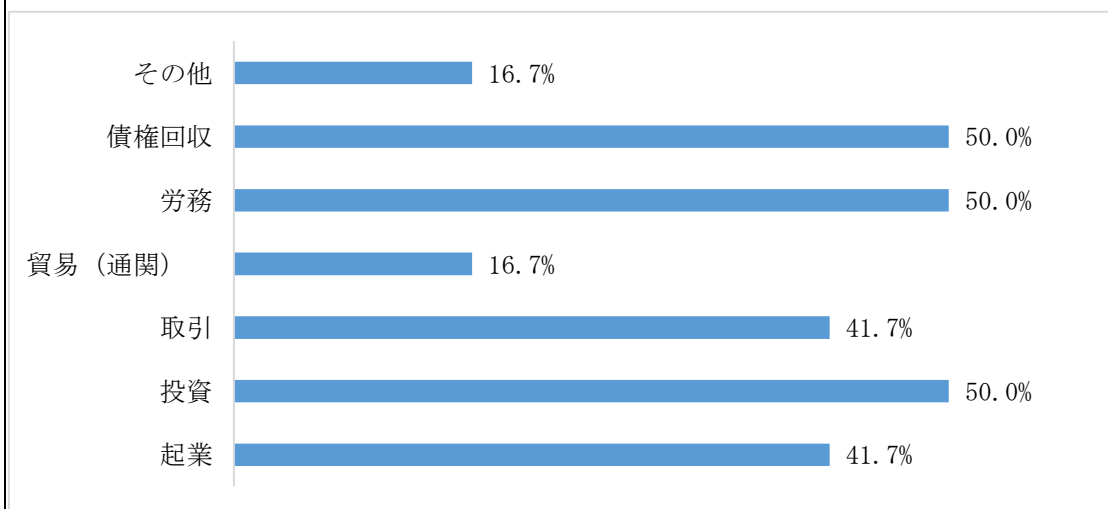
### 3 取扱事案の種類

Q3-1 (事務所における取扱案件全体) で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順  
に3つずつ御教示ください。



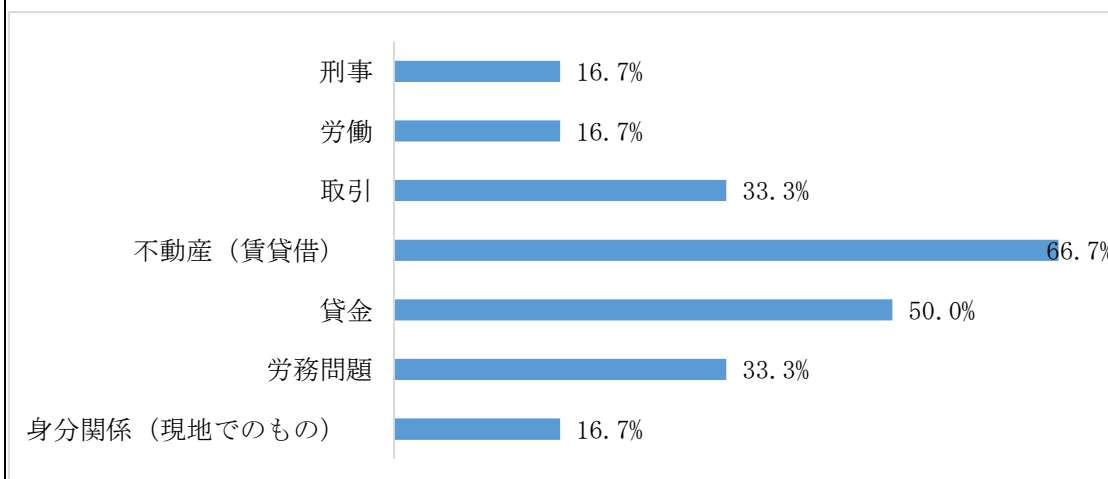
取扱案件を種類ごとに分けて示す。種類の多い順に、債権回収 71.4%、投資 57.1%、労  
務関係 50.0%となる。

Q3-2-1（日本企業等が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。



日本企業が依頼者となる案件を多い順に見ると、債権回収、労務、投資の案件が50%を占め、取引や起業の案件は40%以上を占める。

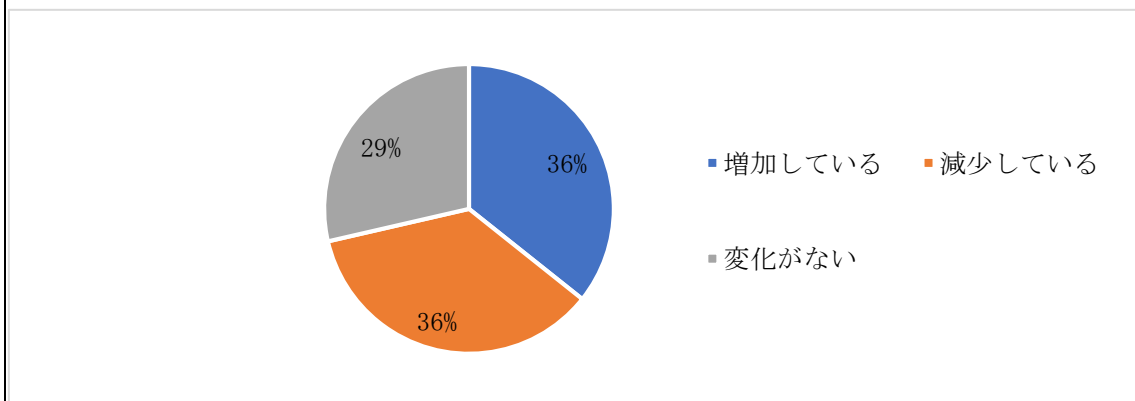
Q3-2-2（在留邦人が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。



在留邦人が依頼者となる案件を見ると、不動産（賃貸借）は66.7%で一番多く、貸金の案件は50%を占める。

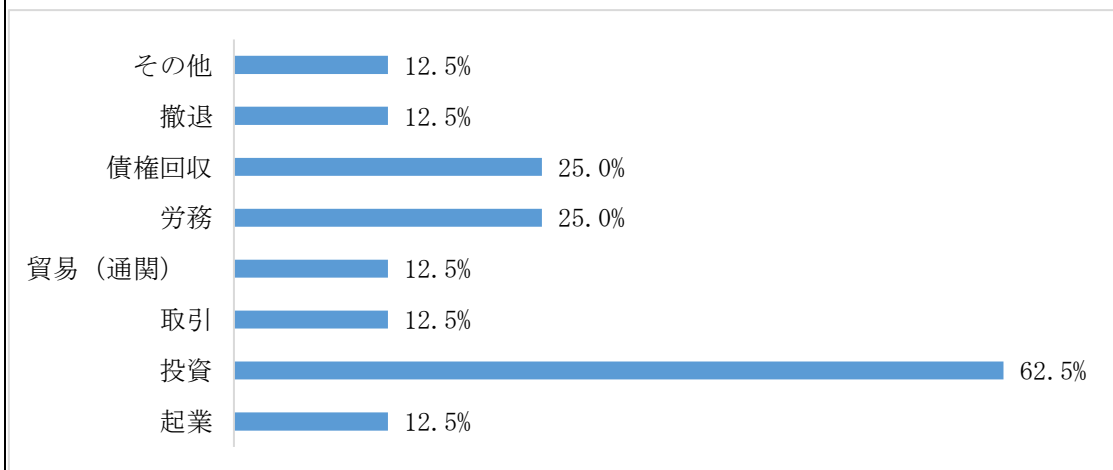
#### 4 受任している件数の推移

Q4-1-1 (事務所における取扱案件全体) の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。



弁護士事務所の取扱案件数は、3年前と比較してどのように変化しているかについて、3つの回答割合はほぼ同じで、増加している36%、減少している36%、変化がない29%である。

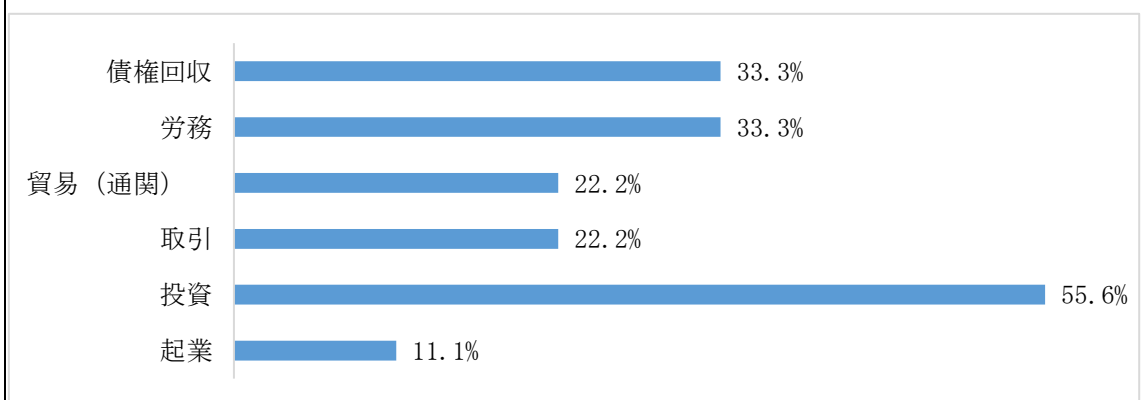
Q4-1-2 増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)



取扱件数は増加していると答えた36%を分析し、どのような案件が増加しているかを示す。

投資が62.5%を占め、他の種類はほぼ同じ割合である。ただし、この増加した案件の種類は、日本企業や在留邦人の割合ではなく、事務所全体の取扱案件である点に留意。

**Q4-2-1（日本企業等が依頼者の案件）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。**



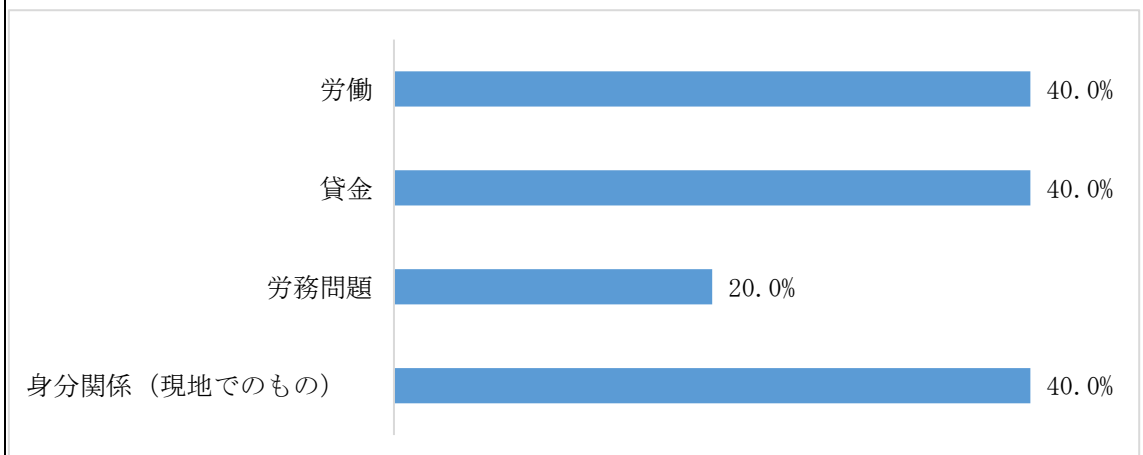
日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件の件数は、3年前と比較してどのように変化しているかを示す。

まず、15人の弁護士のうち、5人の弁護士のみがこの質問に回答している点に留意。全員が増加したと回答した。それ以外の弁護士は回答していない。

以上を前提に、各案件の割合を示す。例えば、日本企業が依頼者となる案件については、回答者の55.6%は投資事件が増加し、33.3%は債権回収、労務に関する件が増加したと回答している。

なお、2020年から世界中にコロナ禍が広がり、日本やモンゴルを含む各国で渡航制限などの措置が取られ、ビジネスにも大きな影響を与えたが、回答した5人の弁護士全員が、日本企業の依頼者が増加したと回答している点は興味深い。

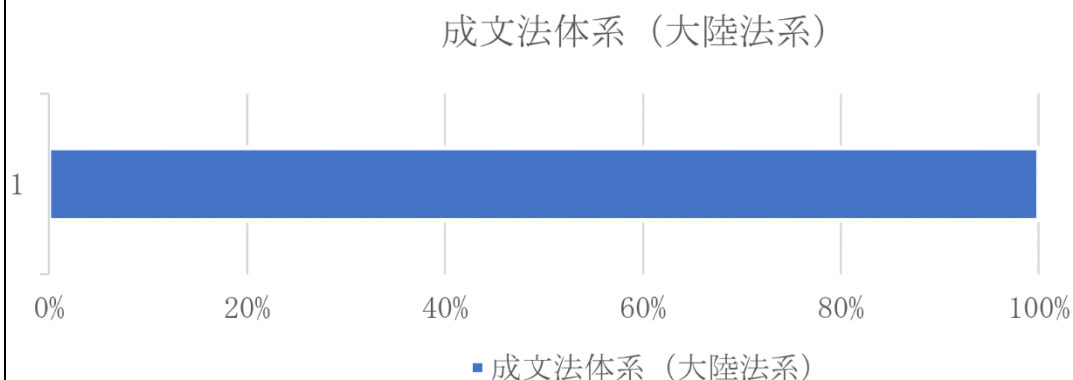
**Q4-2-2（在留邦人が依頼者の案件）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。**



依頼者が在留邦人となる件数が増加したと回答した5人の弁護士の40%は労働、貸金、身分関係であると回答した。

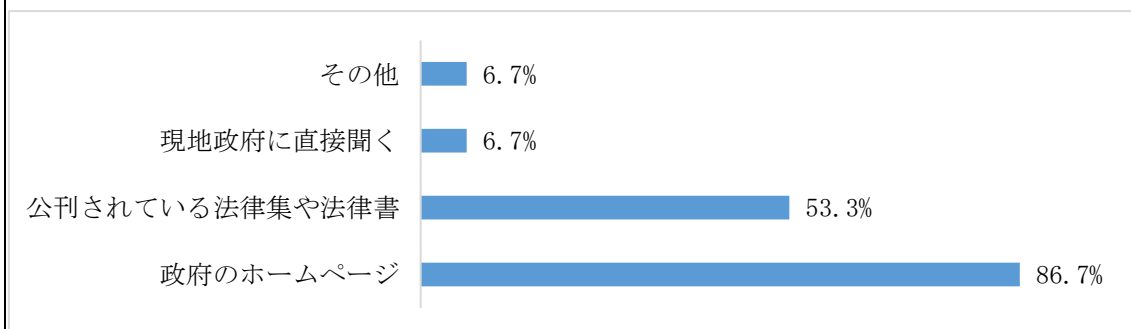
## 5 法令や裁判制度について

Q5-1 モンゴルの法体系について教えてください。



モンゴルの法体系の質問に対し、15人の弁護士全員（100%）が、成文法体系（大陸法系）と回答した。

Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか（複数回答可）。

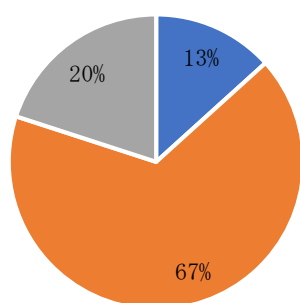


法令のアクセス方法について、86.7%は政府のホームページ、53.3%は公刊されている法律集や法律書と回答している。モンゴルでは、法務内務省の機関である国立法律研究所が運営する Legalinfo.mn というホームページに全ての法令や政府命令等が掲載されており、これを利用している者と思われる。

Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

100%の回答が「ない」であった。モンゴルの法令はある程度アクセスできるような状況であることをわかる。

Q5-4 モンゴルの法令の法的安定性についてどうお考えですか。

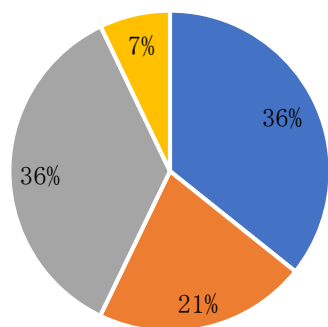


- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある

モンゴル法の安定性について、67%は法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがあると答えた。

モンゴルの法令の特徴は、通達やガイドラインがそれほど多くはなく、ある程度法律や政府命令で規制する点にある。その結果、通達やガイドラインについて、公開されないことが多くあると思われる。

Q5-5 モンゴルの裁判制度についてどうお考えですか。



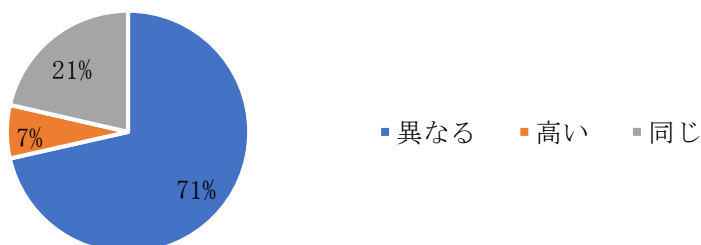
- 判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない
- その他

モンゴルの裁判制度については、36%が判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかりリーズナブルではない。36%が費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず信頼できない。21%が費用や時間はかからないものの判断は安定しておらず信頼できない。とそれぞれ回答した。

アンケート調査に参加した弁護士の多くは、裁判制度を信頼していないことがわかる。

## 6 モンゴルの事情に応じた調査事項

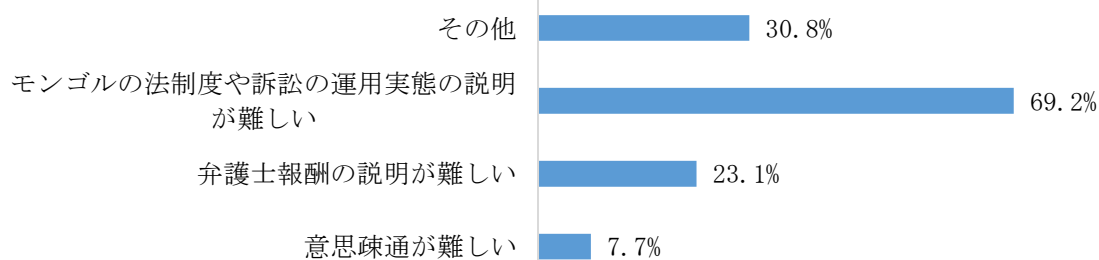
6-1 弁護士報酬は、モンゴル人・企業が依頼者の場合と、日本人・企業が依頼者の場合とで、  
算定基準が異なりますか。



弁護士報酬は、モンゴル人・企業が依頼者の場合と、日本人・企業が依頼者の場合とで、算定基準が異なるかどうかとの質問に対し、71%は「異なる」と回答し、7%は「(日本人・日本企業のほうが) 高い」と回答している。「同じ」と回答しているのは21%である。そのうえで、「異なる」と回答した者について、高いのか安いのかについても質問したところ、全員が「(日本人・日本企業のほうが) 高い」と回答した。つまり、弁護士報酬について、日本人・日本企業に対して、モンゴル人・モンゴル企業よりも高く設定されている割合が78%となる。

このような結果である理由は、依頼者の経済力や外国語での法的サービスと関係するものである。

Q6-2 日本人・日本企業 (外国人・外国企業) が依頼者となる場合に、弁護士として問題だと考えるのはどのようなことですか (複数回答可)。

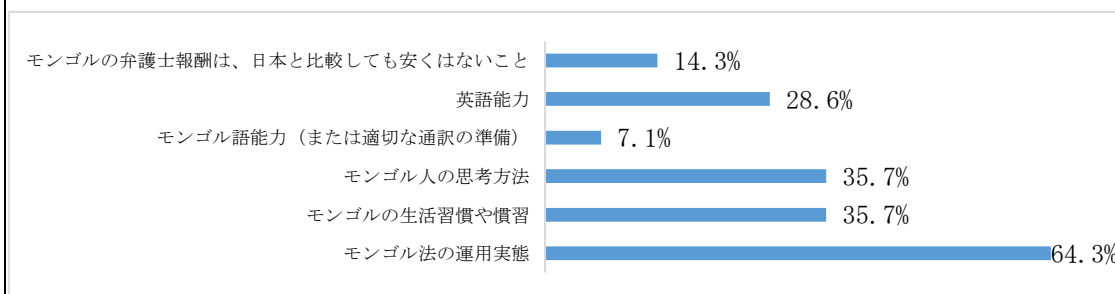


外国人や外国企業 (日本人、日本企業を含む。) が依頼者となる場合、弁護士として問題だと考える事項について、69.2%が「モンゴルの法制度や訴訟の運用実態の説明が難しい。」、23.1%が「弁護士報酬の説明が難しい。」と回答した。

30.8%が「その他」と回答したが、全部の回答内容は、「問題はない。」とのことであった。



**Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきことはどのようなことですか（複数回答可）。**



日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきこととして、64.3%が「モンゴル法の運用実態。」、35.7%が「モンゴル人の思考方法。」「モンゴルの生活習慣や慣習。」と回答した。

外国人は、モンゴル法の運用状態についてよく知っておく必要がある。

### 補足

なお、活動実態として、日本人の法曹有資格者による現地での活動実態は、スポット的なもの以外にはほとんど（外国弁護士登録を行っている日本人弁護士 2 名以外には）存在しないと思われる。

在モンゴル日本国大使館において、日本人弁護士 1 名（日本弁護士資格以外に、モンゴル国外国弁護士の登録あり）が 2016 年 1 月以降、2022 年 2 月現在まで、無料法律相談等を継続して実施している。

これは、外務省は、「在外公館における弁護士を活用した日本企業支援事業」として、日本企業の活動を法的側面から支援するため、一部の在外公館において、日本企業に対する法的問題に関するアドバイスや、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供等を、弁護士に委託して実施しているが、その一環である。在モンゴル日本国大使館においては、①日本企業向けコンサルティング、②現地の法令・法制度等の調査、③日本企業向け法律セミナー等を行っている。